

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案」について（概要）

1. 背景

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）が令和3年6月9日に公布されたところ、改正法の一部の施行に伴い、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成22年国土交通省告示第703号）について所要の規定の整備を行う。

2. 概要

（1）育児休業・出生時育児休業の円滑な取得について

改正法第2条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第5条及び第9条の2の規定による育児休業申出及び出生時育児休業申出（以下「育児休業申出等」という。）に関して、船員が育児休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）を円滑に取得できるようにするため、事業主においては、休業の申出期限にかかわらず船員による申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備を行い、船員の側においても、業務の円滑な引き継ぎ等のためには、船員の意向に応じて早めに申し出ることが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意することを新たに規定する。

（2）出生時育児休業期間中の就業について

育児休業は船員の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第9条の5の規定により、出生時育児休業期間中に就業することについては、事業主から船員に対して就業可能日等の申出を一方向的に求めることや、船員の意に反するような取扱いがなされてはならないものであることを新たに規定する。

（3）妊娠・出産等の申出をした船員に対する個別の制度周知の内容について

法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第21条第1項では、事業主は、船員が当該事業主に対し、当該船員又はその配偶者が妊娠又は出産したこと等を申し出たときは、当該船員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業申出等に係る当該船員の意向を確認するための措置を講じなければならない旨を規定しているところ、出生時育児休業制度に関し、休業中の就業の仕組みについて知らせる際には、育児休業給付及び育児休業期間中の社会保険料免除について、休業中の就業日数によってはその要件を満たさなくなる可能性があることについても併せて説明するよう留意することを新たに規定する。

（4）その他

その他所要の規定の改正を行う。

3. スケジュール

公布日 : 令和4年8月23日

施行日 : 令和4年10月1日